

## 明石市はたちのつどい2023会場設営等業務委託仕様書

### 1 開催日時

式典：令和5年1月9日（月・祝）

第1部 10：00から10：30まで

第2部 14：00から14：30まで

会場周辺交通規制：9：00から16：00まで

### 2 会場

明石市立市民会館（明石市中崎1丁目3-1）

### 3 委託業務

- (1) 各種会場設営に関すること。
- (2) 安全対策用資器材の運搬・撤去等に関すること。
- (3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること。

### 4 委託業務内容

- (1) 各種会場設営に関すること

#### ① 実施本部設営（市民会館石畳）

ア 実施本部用のテント（2間×3間、横幕付）4張を指示する場所に設置し、長机・パイプイス・ホワイトボード・屋外用暖房器具を必要数準備すること。

イ テントには転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

ウ 音響設備としてスピーカー3台、アンプ1台、マイク1本を指示する場所に設置すること。

スピーカーから式典の音声を放送できるように「明石市はたちのつどい2023映像出力業務委託」受託者が配線を行うので、接続については受託者間で調整を行うこと。

なお、放送中であっても、マイクは使用できること。

エ 上記ア～ウは令和5年1月9日（以下「当日」という。）の午前8時00分までに作業を完了すること。

なお、令和5年1月8日（以下「前日」という。）午後1時から午後5時までの間に事前搬入ができるものとするが、屋外保管となることに留意すること。

オ 上記項目の詳細については別紙1「資器材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙4「実施本部設営図」を参照のこと。

#### ② 市役所周辺会場設営

ア 市役所駐車場1階の資器材集積場所として指示する場所に、別紙に記載の資器材を搬入すること。

イ 上記アは前日の午後1時から午後5時までに作業すること。

ウ 上記項目の詳細については別紙1「資器材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙3「会場設営図」を参照のこと。

③ 市民会館内设営

ア 大ホール観覧席最前列の舞台前に登壇防止の紅白幕（自立式 高さ900mm、延長25m程度）を設置すること。

イ 市民会館内の指示する場所に、別紙にて指示する資器材を搬入すること。

ウ 作業時間は前日午後1時から午後5時までとする。

エ 上記項目の詳細については別紙1「資器材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙5「市民会館内设営図(1)(2)」を参照のこと。

(2) 安全対策用資器材の運搬・撤去等に関すること

① 交通規制に係る安全対策用資器材

ア 交通規制場所に以下の資器材を運搬・撤去すること。

なお、場所、数量及び搬入日時については、別紙1「資器材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙2「資器材等設置・運搬場所図」を参照のこと。

A 大型バリケード（公団型バリケード）

(a) サイズは幅1,800mm、高さ1,000mm程度のもの

(b) 2本又は4本程度の足で自立可能なもの

(c) 風速5 m/s程度の風でも転倒しないもの

B カラーコーン（ウエイト含む）

C A型バリケード（幅1,200mm、高さ800mm程度のもの）

D 「⑥歩行者専用看板」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・片面表示とする。

転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。既製品を用意出来ない場合は作製し、処分についても受託者が対応すること。

イ 上記の運搬作業時間は、当日の午前6時から午前8時までとする。

ウ 撤去作業は交通規制解除（午後4時を予定）後、速やかに実施すること。

② その他の安全対策用資器材

ア その他の安全対策用資器材を指示する場所に搬入すること。

なお、資器材内容・数量・搬入日時は別紙1「資器材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙2「資器材等設置・運搬場所図」を参照のこと。

イ 無線機は以下の条件を満たすものとし、必ず事前テストを実施のうえ、満充電にして納品すること。

A 通話可能距離1 km以上かつ送信出力1 W以上のもの。

B リモートマイクイヤホン付き。ただし、取り外してスピーカー出力に切替えが可能であるもの。

C 免許及び登録を要しないもので、技適マーク表示付きのもの。

(3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること

ア 別紙6「看板作製見本」(1)、(2)を参照のうえ案内看板を作製し、指示する場所に設置すること。なお、設置日は以下のとおりとする。

A 「①駐車場使用禁止啓発用」、「②交通規制啓発用」は令和4年12月23日までに設置すること。

B 「③降車場所誘導用(1)」、「④降車場所誘導用(2)」、「⑤降車場所案内用」は当日の午前8時までに作業を完了すること。

イ 当日、交通規制解除(午後4時を予定)後、速やかに撤去すること。

ウ 規格は以下のとおりとする。

A 「①駐車場使用禁止啓発用」

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。

市役所駐車場内バリカー等に取り付けるが、転倒防止のため重石等を必要数取り付け、補強を行うこと。

B 「②交通規制啓発用」、「③降車場所誘導用(1)」「④降車場所誘導用(2)」

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。電柱等に取り付けるが、風で外れたり向きが変わることのないよう十分に固定すること。

C 「⑤降車場所案内用」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・両面表示(A型)とし、転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

エ 通行人等の接触を考慮のうえ、看板側面に保護部材(スポンジ等)を取り付けること。

オ 20日間程度の掲出に耐えられる材質とすること。

カ 案内看板の処分は受託者が対応すること。

キ 案内看板の内容・作製枚数については別紙6「看板作製見本」(1)、(2)を、設置場所については別紙2「資器材等設置・運搬場所図」をそれぞれ参照のこと。

5 損害賠償

不慮の事故・災害又は盗難による資器材の破損・紛失等の損害が発生した場合は委託業務受託者がその責を負うものとする。

6 その他

不明な点については市及び委託業務受託者が協議のうえ、決定する。